

## 高年齢労働者処遇改善促進助成金

高年齢労働者処遇改善促進助成金は、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブル（以下、賃金規定等）の増額改定に取り組む事業主に対して支給される助成金です。

なお、2023年4月1日より、支給要件等が改正されました。詳細や具体的な手続については、最寄りの労働局・ハローワークへお問い合わせください。

### 支給要件

- (1) 以下のAとBを算出・比較し、75%以上であることが確認できる事業主であること  
 (注) 算定対象労働者※1が20人に満たない事業所は、任意指定除外者※2を除いて減少率を算定  
 A すべての算定対象労働者の60歳到達時点での1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金※3  
 B 賃金規定等を増額改定した後のすべての算定対象労働者の、1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金
- (2) 賃金規定等の改定後の高年齢雇用継続基本給付金の総額が、賃金規定等の改定前よりも減少している事業主であること
- (3) 支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用している事業主であること
- ※1 算定対象労働者とは、事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給しているすべての労働者のことをいいます。  
 ※2 任意指定除外者とは、算定対象労働者が20人に満たない事業所であって、算定対象労働者の希望により雇用形態が変更（例：フルタイムからパートタイム等）になり、賃金規定等改定日後も高年齢雇用継続基本給付金を受給する者（事業主が各支給対象期の支給申請時に任意に指定した1人のみに限る）のことをいいます。  
 ※3 毎月決まって支払われる賃金とは、基本給と諸手当のことをいいます（労働協約、就業規則または労働契約等において明示されているものに限る）。諸手当に含むか否かについては以下によって判断されます。
- ① 諸手当に含むもの  
 労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）
- ② 諸手当に含まないもの  
 (ア) 月ごとに支払われるか否かが変動するような諸手当（時間外手当（固定残業代を含む）、休日手当、夜勤手当、出張手当、精進手当、報奨金等）  
 (イ) 労働と接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等）
- ③ 上記①、②以外の手当については、手当の名称に関わらず実態により判断するものとします。ただし、上記①に挙げた手当であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は諸手当から除外し、上記②に挙げた手当であっても、例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手当に含めます。  
 (ア) 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律支給する家族手当  
 (イ) 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に支給する通勤手当  
 (ウ) 住宅の形態（賃貸・持家）ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当

### 支給申請回数

本助成金の申請は、支給対象期の第1期から第4期まで（6か月ごと）の最大4回（2年間）できます。

### 支給額

$(A - B) \times 2/3$ （中小企業以外は  $1/2$ ）・・・次のAからBを引いた額に、 $2/3$ （中小企業の場合）を乗じた額

A 賃金規定等の改定前の高年齢雇用継続基本給付金の総額

B 賃金規定等の改定後に、各支給対象期※4を支給対象期間として算定対象労働者が受給した高年齢雇用継続基本給付金の総額

※4 支給対象期とは、賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月から最初の6か月間を支給対象期の第1期とし、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期といたします。

### 申請手続き・・・賃金規定等改定計画書の提出

賃金規定等改定計画書（以下、計画書）を作成し、賃金規定等改定予定日の前日までに添付書類※5を添えて管轄の労働局※6に提出して、労働局長の認定を受けてください。計画書は適用事業所ごとに作成し、賃金規定等改定予定年月日や算定対象労働者を記載してください。なお、認定後、計画書に記載された内容に変更が生じた場合、賃金規定等改定予定日の変更は、変更後の賃金規定等改定予定日の前日までに、それ以外の変更は、支給対象期の第1期支給申請日までに、変更届と計画書の写しを管轄の労働局に提出してください。

※5 計画書の様式やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※6 計画書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます。

### 支給申請

認定された計画書に基づき賃金規定等の増額改定を行った場合、各支給対象期末月分に係る管轄安定所が指定した高年齢雇用継続基本給付金の支給申請月の翌月の初日から起算して2か月以内に、高年齢労働者処遇改善促進助成金支給申請書（様式第3号）、高年齢労働者処遇改善促進助成金支給申請書（別紙）（様式第3-1号）に、添付書類※7を添えて管轄労働局長※8に提出してください。

※7 申請書の様式やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※8 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます。